

Press Release

令和2年9月14日(月)

長崎労働局職業安定部職業対策課

課 長:熊田 重人 課長補佐:金縄 周一 (電話) 095-801-0042

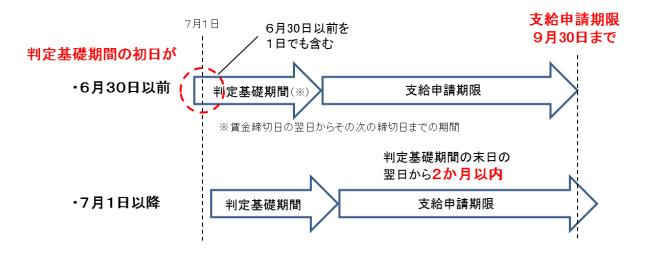
雇用調整助成金等の申請期限を延長しました。

厚生労働省は、令和2年8月25日に、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業主に対する雇用調整助成金等の申請期限の延長を公表しましたので、改めてお知らせします。詳細は以下のとおりです。

1. 特例措置の内容について

雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金の支給申請について、通常は、判定基礎期間の末日の翌日から起算して2か月以内に支給申請を行う必要がありますが、令和2年1月24日(緊急雇用安定助成金については、令和2年4月1日)から6月30日までに判定基礎期間の初日がある休業等については、令和2年9月30日まで(郵送の場合は必着)申請ができるようになりました。

6月30日までに休業等を行い、雇用調整助成金等の活用を検討している事業主の方は、お早めに最寄りのハローワークまたは都道府県労働局へご相談ください。



なお、7月1日以降については、判定基礎期間の末日の翌日から2か月以内 となりますので、ご留意ください。